

(平成25年3月7日提出)

平成25年2月議会定例会議案
(新年度分追加)

新 潟 市

議案第 49 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 3 月 7 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 34 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「で、同日の属する月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を削り、「属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 3 号に規定する世帯別平等割の保険料率は、特定同一世帯所属者と一般被保険者とが属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）にあつては、当該保険料率に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。

第 12 条の 4 の 2 第 1 号中「次号」の次に「及び第 3 号」を加え、同条第 2 号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（3） 特定同一世帯所属者と退職被保険者とが属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 12 条第 3 項の規定の例により算定した額
第 12 条の 5 の 4 に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 3 号に規定する世帯別平等割の保険料率は、特定継続世帯にあつては、当該保険料率に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。

第 12 条の 5 の 8 第 1 号中「次号」の次に「及び第 3 号」を加え、同条第 2 号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同

条に次の 1 号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と退職被保険者とが属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第 12 条の 5 の 4 第 3 項の規定の例により算定した額

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 12 条，第 12 条の 4 の 2，第 12 条の 5 の 4 及び第 12 条の 5 の 8 の規定は，平成 25 年度以後の年度分の保険料について適用し，平成 24 年度分までの保険料については，なお従前の例による。